

## 県内の特別防災区域の特定事業所の状況について

令和7年11月25日現在

特別防災 区域名	所在市町村	地区指定 年月日	特定事業所数	主な企業名	備考
名古屋港 臨海地区	名古屋市 東海市 知多市 飛島村	昭和51年 6月1日	第一種 16 (うちレイアウト 4) 第二種 20 <b>計 36</b>	東亜合成(株) 日本製鉄(株) 東レ(株) 出光興産(株)	
衣浦地区	半田市 武豊町 碧南市	昭和51年 6月1日	第一種 3 (うちレイアウト 2) 第二種 7 <b>計 10</b>	出光興産(株) (株)JERA	半田市、武豊町 にあっては知多 中部広域事務組 合が所管
2地区	7市町村		第一種 19 第二種 27 <b>46事業所</b>		

※1 特別防災区域（「石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令」で指定）

石油 10万KL以上又は高圧ガス 2,000万m<sup>3</sup>以上を貯蔵し、又は取り扱う区域及び將來貯蔵し、又は取り扱うこととなる区域

※2 特定事業所

特別防災区域内にある事業所のうち、一定量以上の石油、高圧ガスなどを貯蔵し、取り扱う事業所

- ・第一種事業所：石油 1万KL以上又は高圧ガス 200万m<sup>3</sup>以上を貯蔵し、又は取り扱う事業所
- ・第二種事業所：石油 1,000KL以上、高圧ガス 20万m<sup>3</sup>以上又はその他の危険物、毒劇物を一定数量以上貯蔵し、又は取り扱う事業所で、知事が指定したもの